

国立大学法人北海道教育大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 期末特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び職務実績等を勘案し、100分の10の範囲内で増額し、又は減額する。 〕

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	〔 ・平成24年5月1日から役員給与規則に定める本給月額表の額を平均△0.5%引き下げる改正を行った。 ・平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、本給月額、地域手当の月額及び期末特別手当の支給額から△9.77/100を減ずる措置を講じた。〕
理事	〔 ・平成24年5月1日から役員給与規則に定める本給月額表の額を平均△0.5%引き下げる改正を行った。 ・平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、本給月額、地域手当の月額及び期末特別手当の支給額から△9.77/100を減ずる措置を講じた。〕
理事(非常勤)	〔 該当者なし 〕
監事	〔 該当者なし 〕
監事(非常勤)	〔 ・平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、年俸の支給を受ける役員について、年俸額の12分の1の額から△9.77/100を毎月減ずる措置を講じた。〕

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,678	千円 10,947	千円 3,892	千円 328(地域手当) 348(単身赴任手当) 161(寒冷地手当)			
A理事	千円 12,549	千円 8,633	千円 3,069	千円 259(地域手当) 78(通勤手当) 348(単身赴任手当) 161(寒冷地手当)			
B理事	千円 12,323	千円 8,633	千円 3,069	千円 259(地域手当) 199(通勤手当) 161(寒冷地手当)			
C理事	千円 12,768	千円 8,633	千円 3,069	千円 259(地域手当) 696(単身赴任手当) 110(寒冷地手当)		3月30日	◇
D理事	千円 12,345	千円 8,633	千円 3,069	千円 259(地域手当) 222(通勤手当) 161(寒冷地手当)			

A監事 (非常勤)	千円 1,668	千円 1,668	千円	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,668	千円 1,668	千円	千円 ()			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」は、国家公務員の取扱いに準じ、民間賃金が高い地域として指定されている札幌市に在勤する役員に対し支給しているものである。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に、退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」の記号を付している。該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、事務組織の合理化・簡素化を図り、人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本法人の運営活動に必要な経費のほとんどについて、国からの運営費交付金に委ねられていることから、社会一般の情勢に適合したものとするため、人事院勧告等を参考にし、国家公務員の給与水準を十分考慮している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあつては、業績評価又は勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	5段階の昇給区分(号俸数)により、昇給日(1月1日)前1年間の勤務成績に応じて昇給することができる。
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者が従事する職務に応じて、上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

俸給月額の引き下げ(平成24年5月1日施行(同日適用))

すべての俸給表について、50歳台を中心に平均 $\Delta 0.23\%$ (50歳台:最大 $\Delta 0.5\%$ 、40歳台後半層: $\Delta 0.4\%$ 、40歳台前半層 $0\sim 0.3\%$ 、若年層:据置き)の引き下げ及び昇格時号俸対応表の改正を行った。

俸給の切替えに伴う経過措置額の廃止(平成24年5月1日施行(同日適用))

平成18年4月1日に実施した俸給の切替えに伴う経過措置額について、平成26年3月31日をもって廃止する改正を行った。

若手・中堅職員の号俸回復(平成24年5月1日施行(平成24年4月1日適用))

平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日から平成21年1月1日の各昇給期に昇給抑制を受けた者の号俸を、適用日に1号俸又は2号俸上位に調整するための改正を行った。

年俸制適用職員の年俸額(平成25年1月1日施行(同日適用))

年俸制適用職員が受ける年俸額を定めた基本年俸表及び基準号俸表を制定した。

附属学校教員の初任給決定方法の拡大にともなう在職者調整(平成25年1月1日施行(同日適用))

公立学校から人事交流により本学に採用となる附属学校教員の初任給決定方法を拡大したことにもない、適用日の前日から引き続き在職する公立学校からの人事交流職員との間に不均衡が生じることから、これを是正し調整するための改正を行った。

俸給の調整額(平成25年1月1日施行(同日適用))

附属学校教員に支給する俸給の調整額について、調整基本額を引き下げるとともに、平成25年1月1日から平成27年1月1日において、調整数を段階的に引き下げる改正を行った。

義務教育等教員特別手当(平成25年1月1日施行(同日適用))

平成25年1月1日から平成26年1月1日において、義務教育等教員特別手当の支給限度額を段階的に引き下げる改正を行った。

寒冷地手当(平成25年1月29日施行(平成25年1月1日適用))

平成25年1月から平成25年3月までの間、寒冷地手当額に特例一時金を加算して支給するための改正を行った。

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

(職員について)

- ・実施時期:平成24年7月1日～平成26年3月31日
- ・俸給表関係の措置の内容:すべての俸給表適用者(年俸制適用職員及び非常勤職員を除く)について、職務の級に応じて俸給月額から、 $\Delta 9.77/100 \sim \Delta 4.77/100$ を減額する。
- ・諸手当関係の措置の内容:俸給の特別調整額の月額から $\Delta 10/100$ 、地域手当及び広域異動手当の月額から職務の級に応じて $\Delta 9.77/100 \sim \Delta 4.77/100$ 、期末手当及び勤勉手当の支給額から $\Delta 9.77/100$ をそれぞれ減額する。
- ・国と異なる措置の概要:平成25年3月の給与として支給する俸給月額及び諸手当に係る支給減額を当該月の1箇月のみ減額しない措置を講じた。

(役員について)

- ・実施時期:平成24年6月1日～平成26年3月31日
- ・本給関係の措置の内容:本給月額(年俸の支給を受ける役員については、年俸額の12分の1の額)から、 $\Delta 9.77/100$ を減額する。
- ・諸手当関係の措置の内容:地域手当の月額及び期末特別手当の支給額から $\Delta 9.77/100$ を減額する。
- ・国と異なる措置の概要:平成25年3月の給与として支給する本給月額及び地域手当に係る支給減額を当該月の1箇月のみ減額しない措置を講じた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 637	歳 46.4	千円 6,964	千円 5,216	千円 78	千円 1,748
事務・技術	人 159	歳 39.9	千円 5,145	千円 3,923	千円 80	千円 1,222
教育職種 (大学教員)	人 329	歳 51.9	千円 8,153	千円 6,018	千円 87	千円 2,135
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 22	歳 43.0	千円 6,744	千円 5,161	千円 36	千円 1,583
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 122	歳 40.2	千円 6,231	千円 4,793	千円 58	千円 1,438

その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	52.3	5,377	4,052	45	1,325

注1:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、守衛等の業務を行う職種を示すが、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注5:在外職員及び再任用職員については、該当者がいないため表を省略した。

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	40.5	4,470	3,483	116	987
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	40.5	4,470	3,483	116	987

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	48.5	3,515	2,706	79	809
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注1:「事務・技術」、「技能・労務職種」については該当者が2名以下のため、それぞれ当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	63.3	4,873	4,873	73	0
教育職種 (年俸制適用大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	63.3	4,873	4,873	73	0

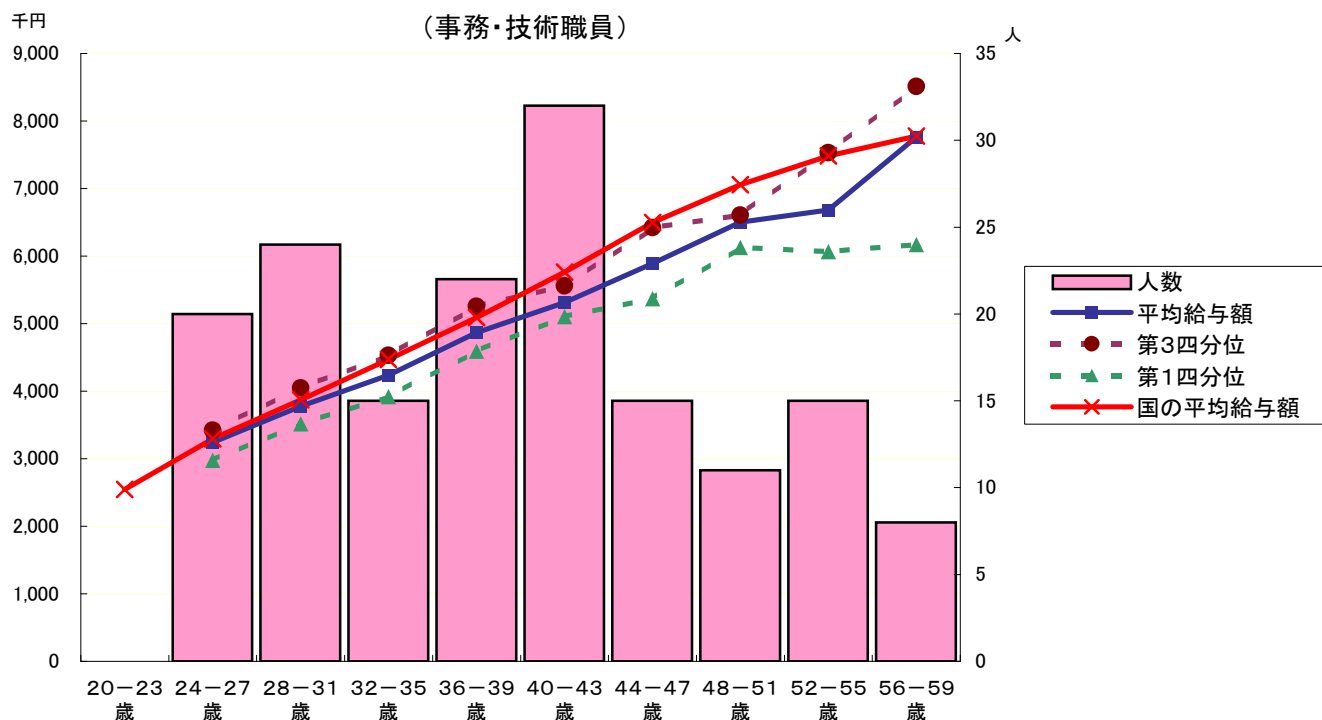
注1:在外職員及び非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	39.5	5,910	5,910	0	0
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	40.5	6,154	6,154	0	0
プロジェクト研究員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注1:「プロジェクト研究員」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	67.8	3,645	3,645	45	0
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	67.8	3,645	3,645	45	0

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

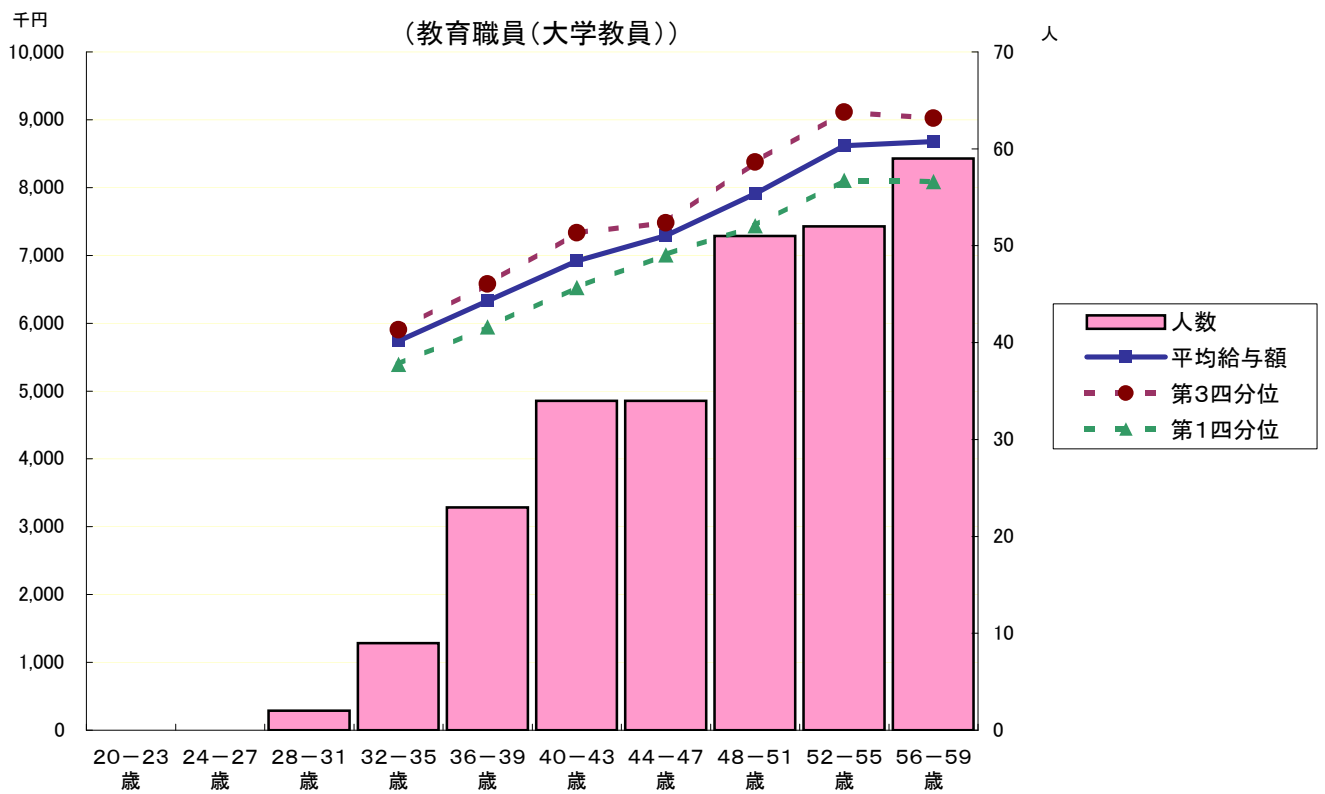
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	3	57.5		8,863	
課長	11	54.4	7,208	7,682	8,096
副課長	14	50.4	6,335	6,390	6,521
係長	68	43.1	5,103	5,420	5,728
主任	12	37.1	3,938	4,403	4,491
事務職員	54	29.8	3,331	3,638	4,003

注1: 部長の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

注2: 「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

注3: 「副課長」には、副課長相当職である「副事務長」及び「副室長」を含む。

注4: 事務・技術職員には、任期付職員(比較対象)3名を含む。



注:年齢28～31歳の該当者は2名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	177	57.0	8,398	8,912	9,329
准教授	136	46.7	6,715	7,182	7,629
講師	16	40.3	5,700	6,219	6,512

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務職員	主任事務職員	係長主任	副課長 総括係長	課長 副課長
人員 (割合)	人 159	人 9 (5.7%)	人 46 (28.9%)	人 68 (42.8%)	人 18 (11.3%)	人 11 (6.9%)
年齢(最高 ～最低)		28～24	40～26	58～34	55～42	56～50
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 2,483～ 2,190	千円 3,548～ 2,421	千円 4,993～ 2,920	千円 5,144～ 4,140	千円 6,189～ 4,543
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 3,161～ 2,845	千円 4,532～ 3,155	千円 6,478～ 3,809	千円 6,949～ 5,558	千円 8,096～ 6,129

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	部長 課長	部長	事務局長 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	人 5 (3.1%)	人 1 (0.6%)	人 1 (0.6%)	人 該当者なし (%)	人 該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)	58～51	～	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)	千円 6,906～ 5,836	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間給与 額(最高～ 最低)	千円 9,047～ 7,570	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～

注:8級及び7級の該当者は1名のため、それぞれ当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

事務・技術職員「任期付職員」

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務職員	主任事務職員	係長主任	副課長 総括係長	課長 副課長
人員 (割合)	人 3	人 1 (33.3%)	人 2 (66.7%)	人 該当者なし (%)	人 該当者なし (%)	人 該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	部長 課長	部長	事務局長 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	該当者なし () %	該当者なし () %	該当者なし () %	該当者なし () %	該当者なし () %
年齢(最高 ～最低)	～	～	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)	～	～	～	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)	～	～	～	～	～

注:1級及び2級の該当者は2名以下のため、それぞれ当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	329 人	該当者なし () %	該当者なし () %	18 (5.5%) 人	134 (40.7%) 人	177 (53.8%) 人
年齢(最高 ～最低)		～	～	54～30 歳	63～32 歳	64～44 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	～ 千円	5,839～ 3,734 千円	6,748～ 3,929 千円	8,230～ 5,270 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	～ 千円	7,838～ 4,943 千円	8,776～ 5,227 千円	11,685～ 7,306 千円

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	62.7	65.0	63.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.3	35.0	36.2
	最高～最低	45.2～32.9	44.5～30.5	44.2～31.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.8	66.5	65.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.2	33.5	34.9
	最高～最低	43.2～31.7	40.3～29.4	40.0～30.6

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	61.2	63.9	62.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.8	36.1	37.5
	最高～最低	43.2～33.8	40.3～30.8	41.8～32.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.5	67.2	65.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.5	32.8	34.2
	最高～最低	43.2～32.4	40.3～30.1	41.4～31.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))

93.9

対他の国立大学法人等(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術

101.9

教育職員(大学教員)

93.4

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 93.9	
	参考	地域勘案 102.0 学歴勘案 93.9 地域・学歴勘案 101.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 67.1% (国からの財政支出額 7,207百万円、支出予算の総額 10,745百万円：平成24年度予算)	
	【検証結果】 対国家公務員指数等を勘案し、給与水準は適正であると考え。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
	引き続き適正な給与水準を維持するよう努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 【93.8】

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

○比較対象職員の状況

年俸制適用者以外に係る①表(職種別支給状況)の任期付職員欄の3名

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年 度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,480,393	千円 5,717,824	千円 (%) △ 237,431 (△ 4.2)	千円 (%) △ 218,716 (△ 3.8)
退職手当支給額 (B)	千円 672,120	千円 797,689	千円 (%) △ 125,569 (△ 15.7)	千円 (%) 66,087 (10.9)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 583,058	千円 576,521	千円 (%) 6,537 (1.1)	千円 (%) 20,116 (3.6)
福利厚生費 (D)	千円 764,037	千円 782,205	千円 (%) △ 18,168 (△ 2.3)	千円 (%) 26,609 (3.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 7,499,608	千円 7,874,239	千円 (%) △ 374,631 (△ 4.8)	千円 (%) △ 105,904 (△ 1.4)

注1:「非常勤役職員等給与」には、人材派遣契約に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の(18)「役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注3:福利厚生費(D)は、教育経費の福利厚生費 12,120千円を含む。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」の増減について

給与、報酬等支給総額については、欠員補充等により支給人員は増となったが、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに準じて、平成24年6月から役員を、平成24年7月から職員の給与減額措置をそれぞれ講じたことにより全体で4.2%の減となっている。また、平成25年1月から退職手当の基本額にかかる調整率の引き下げを行ったことにより、最広義人件費は前年度と比較して4.8%の減となった。

なお、給与減額措置による削減額は、総額で△268,326千円となり、その内訳は、役員△5,453千円、職員△262,873千円(事務・技術△52,286千円、教育職種(大学教員)△167,817千円、教育職種(附属学校教員)△41,432千円、その他医療職(看護師)等△1,338千円)となっている。

②「退職手当支給額」の増減について

前年度との比較では、退職者総数が少なかったこと及び「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月1日から退職手当の基本額にかかる調整率の引き下げを行ったことにより、全体で15.7%減となっている。

なお、このうち調整率の引き下げにともなう削減額は、事務・技術職員で△8,042千円、教育職員(大学教員)で△28,410千円となっている。

③「非常勤役職員等給与」の増減について

平成24年度において、附属学校教員の欠員(休職、育児休業を含む)をフルタイムの非常勤職員(教諭)で措置したため、非常勤役職員等給与が1.1%増となった。

なお、平成24年6月から非常勤役員について給与減額措置を講じており、その削減額は総額で△263千円となっている。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月1日から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、基本額等にかかる調整率の引き下げを実施した。

役員に関する講じた措置:在職期間1月につき、退職の日における本給月額に12.5/100を乗じて得た額に、83/100の調整率を乗じて算出するよう改正を行った。

ただし、調整率については平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間は94/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間は88/100となるよう経過措置を規定した。

※職員から引き続き役員となった場合の基本額にかかる調整率及び適用時期は職員と同じ。

職員に関する講じた措置:退職手当の基本額にかかる調整率を87/100に引き下げる改正を行った。

ただし、調整率については平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間は98/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間は92/100となるよう経過措置を規定した。